

○四万十町昭和ふるさと交流センター等条例

平成18年3月20日条例第141号

(設置)

第1条 住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人との共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資するため、四万十町昭和ふるさと交流センター、四万十町ライダーズイン四万十及び四万十町三島キャンプ場（以下これらを「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町三島キャンプ場	四万十町昭和1072番地周辺一帯
四万十町昭和ふるさと交流センター	四万十町昭和669番地2周辺一帯
四万十町ライダーズイン四万十	四万十町井崎4番地2

(利用料金の納付)

第7条 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める基準額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた額（この額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とする。

別表（第7条関係）

施設名	附属する設備又は備品等	利用単位	基準額
ふるさと交流センター	カヌー	1人用	1回（4時間以内） 2,000円
		2人用	1回（4時間以内） 3,000円
	ボート（ガイド料含）	1人（4時間以内）	6,000円
	自転車	1回（2時間以内） 追加料金（1時間増すごとに）	300円 100円
	テントサイト（フリーサイト）	1人1泊	1,000円 （小中学生 500円） 就学前幼児 無料
		1人6時間以内	500円 （小中学生 250円） 就学前幼児 無料
	交流室	1か月	12,760円